

釜石大槌地区行政事務組合
議会臨時会会議録

令和6年12月24日

釜石大槌地区行政事務組合

令和6年12月釜石大槌地区行政事務組合議会臨時会会議録

議事日程

令和6年12月24日(火) 臨時会
午後2時会議を開く

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議長の報告
 - 第4 議案第6号 釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例
 - 第5 議案第7号 令和6年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算(第1号)
-

出席議員(9人)

1番	菊池忠彦君
2番	工藤聡一郎君
3番	澤山美恵子君
4番	井筒健太郎君
6番	佐藤憲弘君
7番	東梅守君
8番	野田忠幸君
9番	芳賀潤君
10番	細田孝子君

欠席議員(1人)

5番	阿部三平君
----	-------

午後 2 時会議を開く

○議 長（細田 孝子君） 本日の出席議員は 9 人で、定足数に達しており、会議は成立いたしました。

欠席の届け出は、5 番阿部三平さん 1 人です。

只今から、令和 6 年 12 月釜石大槌地区行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

当組合議会では、議場内でのマスクの着用は個人の判断によるものといたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程により進めます。

○議 長（細田 孝子君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 51 条の規定により、議長において、6 番佐藤憲弘さん及び 7 番東梅守さんを指名いたします。

○議 長（細田 孝子君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決しました。

○議 長（細田 孝子君） 日程第 3、議長の報告であります。

管理者から、本臨時会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 6 号及び議案第 7 号の議案 2 件が送付されておりますのでご報告いたします。

以上で、議長の報告を終わります。

○議 長（細田 孝子君） 日程第 4、議案第 6 号釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び日程第 5、議案第 7 号令和 6 年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第 1 号）の 2 件を一括議題といたします。

只今一括議題に供されました各議案につきましては、一括して当局の説明を求め、審議は 1 件ごとにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（細田 孝子君） ご異議がありませんので、ただいま議題に供されました各議案について、順次当局の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長栃内宏文君登壇〕

○事務局長（栃内 宏文君） 只今議題に供されました、議案第 6 号釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第 7 号令和 6 年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第 1 号）の議案 2 件について順次ご説明を申し上げます。

議案書の 1 ページからご覧願います。

議案第 6 号釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、去る 12 月 23 日に開催されました、釜石市議会定例会におきまして、釜石市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が可決成立したことに伴い、釜石市の関係条例の例によることと

されている釜石大槌地区行政事務組合職員の給与について、岩手県人事委員会の勧告を参考として、消防職給料表の水準を引き上げようとするもので、地方自治法第 292 条において準用する、同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により提案するものでございます。

なお、その施行期日につきましては、公布の日からとし、改正後の当該条例の規定につきましては、令和 6 年 4 月 1 日に遡って適用させようとするものでございます。

別冊となっております補正予算書の 1 ページをご覧ください。

議案第 7 号令和 6 年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第 1 号）は、予算の総額に、歳入歳出とも 3,798 万 6 千円を増額し、補正後の予算総額を 16 億 5,730 万 8 千円にしようとするものでございます。

続きまして 2 ページ、3 ページの第 1 表歳入歳出予算補正の主な内容をご説明いたします。

まず、3 ページをご覧ください。

歳出の第 2 款総務費には、職員給与費等の調整のほか、前年度繰越金の確定等に伴う財政調整基金積立金等の増額を計上しております。

第 5 款消防費には、職員給与費等の調整のほか修繕料を増額計上しております。

2 ページをご覧ください。

これらの財源として、歳入では財政調整基金繰入金及び令和 5 年度決算の確定に伴う繰越金の増額により予算を編成しております。

4 ページをご覧ください。

第 3 表債務負担行為補正には、令和 7 年度から令和 9 年度までの釜石・大槌汚泥再生処理センターの包括的運転管理業務委託料と消防本部の令和 7 年度寝具賃借料の追加 2 件を計上しております。

以上、議案第 7 号令和 6 年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第 1 号）は、地方自治法第 292 条において準用する、同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細田 孝子君） 以上をもって、当局の説明は終わりました。

○議長（細田 孝子君） 日程第 4、議案第 6 号釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 以上で、質疑を終わります。
これより議案第 6 号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（細田 孝子君） 日程第 5、議案第 7 号令和 6 年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。
お諮りいたします。

審議の方法は、第 1 条歳入歳出予算は、歳入は一括審議とし、歳出は款ごとに、続いて、第 2 条債務負担行為の補正をご審議願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。
これより、歳入の審議に入ります。
歳入の質疑を許します。

○議 長（細田 孝子君） 以上をもって、歳入の審議を終わります。

○議 長（細田 孝子君） 次に、歳出の審議に入ります。
第2款総務費の質疑を許します。

○議 長（細田 孝子君） 第2款総務費の質疑を終わります。

○議 長（細田 孝子君） 第5款消防費の質疑を許します。

○議 長（細田 孝子君） 7番、東梅守さん。

○7番（東梅 守君） この消防費のところの常備消防費で、庁舎管理費需用費のところの修繕料でお尋ねします。

説明によると雨漏りがあって、それを修理するための費用というふうに捉えるのですが、この雨漏りの原因についてお尋ねいたします。

○議 長（細田 孝子君） 総務課長。

○総務課長（藤原 秀二君） はい、議員の質問にお答えいたします。

雨漏りしている箇所なのですが、大槌町の消防庁舎の3階部分西側の食堂の天井と下の仮眠室のところに漏れてきているということで、業者や関係部署等と検討した結果、原因として今考えられるのは、屋上の笠木という部分（屋上部分の腰壁位の高さで転落防止の部分）の上部から、強風等の特定の気象条件で雨が吹き込んだ時に漏れるのではないかとということで、そこを修理するものです。
雨漏りの箇所とすれば笠木部分ということで修繕を行います。

○議 長（細田 孝子君） 7番、東梅守さん。

○7番（東梅 守君） はい、大槌町の消防庁舎は震災後に新築された建物であります。

今の説明では、西側のある一定の風水害の時に起きたのではないかとということで修繕という形になっておりますが、実は笠木、先ほどちょっとだけ調べたところによると、メリットとデメリットがあり、材質によっては結露で中に水が溜まって建物を傷めるという事案もあるというふうに記載されておりました。

そういったことから、原因は業者等が専門的な立場でやってそこを補修すれば直るということなのですが、きちっとした業者との話し合いの中で、どういう材質のものでやるのかにもよると思うのですが、笠木のメリットデメリットを含めて、今後建物が傷まない形で修繕されることを要望して終わります。

○議 長（細田 孝子君） 要望でよろしいですか。

○7番（東梅 守君） はい、要望でいいです。

○議 長（細田 孝子君） ほかにありませんでしょうか。
第5款消防費の質疑を終わります。
以上で、歳出の審議を終わり、第1条の質疑を終わります。

○議 長（細田 孝子君） 第2条債務負担行為の補正の質疑を許します。

○議 長（細田 孝子君） 以上で第 2 条の質疑を終わります。

○議 長（細田 孝子君） これより議案第 7 号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議 長（細田 孝子君） 以上をもって、本日の会議の日程はすべて終了いたしました。
これをもって、本日の会議を閉じ、令和 6 年 12 月釜石大槌地区行政事務組合議会臨時会を閉
会いたします。
お疲れさまでした。

午後 2 時 14 分閉会

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

釜石大槌地区行政事務組合

議会議長 細 田 孝 子

議会議員 佐 藤 憲 弘

議会議員 東 梅 守